

○熱回収施設設置者認定制度について

H23.4.1

廃棄物の焼却時における余熱利用を促進するため、熱回収を行う者に対して県知事等が認定する制度が創設されました。

この認定を受けると、定期検査が免除され、焼却前の廃棄物の保管量の上限が 14 日分から 21 日分に引き上げられます。

5 年ごとに更新認定を受けることが必要です。

1. 申請書の説明と様式

(1) 熱回収施設設置者認定申請書

内容	新規、更新認定の申請書
手数料	新規：33,000 円 更新：20,000 円
留意事項	手数料は県証紙で納入してください

(2) 熱回収施設休廃止等届出書

内容	休廃止、軽微な変更があった場合に提出する届出書
留意事項	熱回収に関係する、ボイラーや発電機に変更があった場合のみ届出が必要です

(3) 熱回収報告書

内容	前年度の熱回収実績の報告書
留意事項	毎年 6 月 30 日までに報告が必要です

2. 記載方法、添付書類等

環境省が示す「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」に沿って申請書、添付書類を準備してください（環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html>

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/main.pdf> を参照してください）。

3. 注意事項

(1) 本制度に係る改正法は、平成 23 年 4 月 1 日施行ですので、申請の受付は平成 23 年 4 月 1 日以降となります。

(2) 提出部数は正 1、副 2 の計 3 部です（副本はコピーで可）。

4. 提出先

奈良県景観・環境保全センター

奈良県桜井市栗殿 1000 番地（桜井総合庁舎内） 電話 0 7 4 4 - 4 3 - 3 1 3 1

5. 問い合わせ先

奈良県廃棄物対策課

産業廃棄物係（産業廃棄物）電話 0742-2 7 - 8 7 4 8

奈良県奈良市登大路町 30 番地 循環型社会推進係（一般廃棄物）電話 0742-2 7 - 8 7 4 6

奈良県景観・環境保全センター

奈良県桜井市栗殿 1000 番地（桜井総合庁舎内） 電話 0 7 4 4 - 4 3 - 3 1 3 1